⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における空港等土木工事及び港湾等鋼構造物工事に係る平成31・32年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、２⑹に示す点数以上の者であること。なお、異工種ＪＶの組合せを３者又は２者とする場合２⑹４）または５）に記載する工種を担当する構成員については代表者になることはできない。

⑸　技術提案に関わる施工計画が適正であること。

⑹　平成16年度以降に、次に掲げる工事を元請として施工した実績を有すること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率に係わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）単体にあっては、下記Ⓐかつ㋭の施工実績を有すると共に、下記【イ】に示す客観点数を有すること。

なお、別件工事でも可とする。

Ⓐ　橋脚フーチング工（コンクリート構造の橋台を含む）の施工実績

㋭　10m以上の鋼製橋脚工の施工実績

【イ】空港等土木工事の客観点数が1,150点以上、かつ、港湾等鋼構造物工事の客観点数が1,100点以上の者であること。

２）異工種ＪＶの構成員のうち、橋梁下部（工場製作工・橋脚架設工等）以外を担当する者にあっては、下記のⒶの施工実績を有すると共に下記【ロ】に示す客観点数を有すること。

Ⓐ　橋脚フーチング工（コンクリート構造の橋台を含む）の施工実績

【ロ】空港等土木工事の客観点数が1,150点以上の者であること。

３）異工種ＪＶの構成員のうち、橋梁下部（工場製作工・橋脚架設工等）を担当する者にあっては、下記㋭の施工実績を有すると共に下記【ハ】に示す客観点数を有すること。

㋭　10m以上の鋼製橋脚工の施工実績

【ハ】港湾等鋼構造物工事の客観点数が1,100点以上の者であること。

４）異工種ＪＶの構成員のうち、橋梁下部（工場製作工・橋脚架設工等）以外を担当する者にあっては、下記のⒶ―１の施工実績を有すると共に下記【ニ】に示す客観点数を有すること。

Ⓐ―１　橋脚下部工の施工実績（補修・補強工も含む）

【ニ】空港等土木工事の客観点数が950点以上の者であること。

５）異工種ＪＶの構成員のうち、橋梁下部（工場製作工・橋脚架設工等）を担当する者にあっては、下記の㋭―１の施工実績を有すると共に下記【ホ】に示す客観点数を有すること。

㋭―１　鋼製橋脚工の施工実績

【ホ】港湾等鋼構造物工事の客観点数が800点以上の者であること。

※橋梁下部（工場製作工・橋脚架設工等）とは、工場製作工、工場製品輸送工及び鋼製橋脚工のうち〔橋脚架設工〕〔現場継手工〕〔現場塗装工〕を指す。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者１名を当該工事に専任で配置すること。本工事において申請できる主任技術者又は監理技術者は１名とする。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

また、競争参加者が異工種ＪＶの場合は全構成員が必ず各１名ずつ技術者を配置しなければならない。ただし、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員の配置予定技術者についての書類を求めず、契約後に要件を満たすことが証明できる書類の提出を求め、資格を有する者であることを確認する。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成16年度以降に、次に掲げる工事の現場に元請けとして従事した経験を有する者であること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。ただし、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験を求めない。

①　単体又は異工種ＪＶの代表者の配置予定技術者は、次のＡ）―１またはＢ）―１の施工実績を有すること。

Ａ）―１　橋脚下部工の施工実績（補修・補強工も含む）

Ｂ）―１　鋼製橋脚工の施工実績

３）配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限日において、原則３か月以上継続してあること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港関係）発注工事で当該工種における平成29・30年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　競争参加資格確認のため、添付を義務付けた資料の添付がない場合、あるいは記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないとして競争参加資格を認めない。また、歩掛見積書が提出されなかった場合も競争参加資格を認めない。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は次のとおりとし、詳細については、入札説明書による。

１）企業の創意工夫に対する技術力（技術提案）について評価する。

２）施工体制の評価として、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」を評価する。

⑵　総合評価の方法

１）基礎点　競争参加資格が認められた者のうち入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には基礎点として100点を与える。

２）加算点　加算点については入札説明書による。

３）施工体制評価点　入札説明書の評価基準に基づき、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点。）とする。

４）加算点に係る確実性の評価（見直し加算点）　加算点の内容と施工体制の審査結果は、当該施工計画が確実に実現できる程度に関連することから、加算点は、施工体制の評価後の点数割合を乗じた数値とする（入札説明書参照。）。

５）総合評価　価格及び技術資料等に関わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）、２）及び３）により得られる基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。